

専決処分の報告について

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和 5 年 5 月 2 6 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 8 日

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年新潟県西部広  
域消防事務組合条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則中第3項の前の見出し及び同項を削る。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。